

九州大学外国人研究員等宿泊施設使用細則

平成16年度九大細則第7号
制定：平成16年4月1日
最終改正：平成30年12月1日
(平成30年度九大細則第23号)

(趣旨)

第1条 この細則は、九州大学外国人研究員等宿泊施設使用規則（平成16年度規則第65号。以下「規則」という。）第17条の規定に基づき、九州大学外国人研究員等宿泊施設及び伊都ゲストハウス並びに次に掲げる施設のうち外国人研究者等の宿泊の用に供する居室（以下「宿泊施設」という。）の使用手続その他規則の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

- (1) ドミトリー2
- (2) 井尻国際交流会館
- (3) 伊都協奏館

(施設の区分)

第2条 宿泊施設の区分は、別表のとおりとする。

(入居申請書の提出)

第3条 規則第5条に規定する入居申請書の提出は、所定の様式により入居予定日の1月前までに行うものとする。

- 2 前項の入居申請書の提出は、規則第3条第1項第2号に掲げる者にあつては教育研究に従事する教育研究施設の長を経由しなければならない。
- 3 入居申請書は、特別の事情があるときは、九州大学又は受け入れる教育研究施設の職員が当該申請者に代わり入居申請書を作成し、提出することができる。

(入居許可書の交付)

第4条 規則第6条第2項に規定する入居許可書の交付は、所定の様式により行うものとする。

- 2 前項の入居許可書の交付は、規則第3条第1項第2号に掲げる者にあつては教育研究に従事する教育研究施設の長を経由するものとする。

(入居期間の延長)

第5条 規則第7条に規定する入居期間延長申請書の提出は、第3条第1項の規定に準じて行うものとする。

- 2 規則第7条に規定する入居期間延長許可書の交付は、前条第1項の規定に準じて行うものとする。
- 3 第3条第2項及び前条第2項の規定は、入居期間延長申請書の提出及び入居期間延長許可書の交付に準用する。

(入居許可の取消し)

第6条 規則第8条に規定する入居許可の取消しは、所定の入居許可取消通知書を交付して行うものとする。

- 2 前項の入居許可取消通知書の交付については、第4条第2項の規定を準用する。

(入居区分の変更)

第7条 入居者の入居区分の変更については、第3条の規定に準じて行うものとする。

(使用時間)

第8条 外国人研究員等宿泊施設の談話室及び洗濯場の使用時間は、午前6時から午後11時までとする。

- 2 ゲストハウスの談話室、洗濯場及び共同キッチンの使用時間は、午前6時から午後10時までとする。
- 3 井尻国際交流会館の補食室及び洗濯室の使用時間は、午前6時から午後11時までとする。

(退去時の点検)

第9条 入居者は、退去に当たっては、居住した部屋を原状に回復し、点検を受けなければならない。

(退去処分のお知らせ)

第10条 規則第15条に規定する退去処分は、所定の退去命令書を交付して行うものとする。

(入居者心得)

第11条 入居者に対する入居者心得は、別に定める。

附 則
 この細則は、平成16年4月1日から施行する。
 附 則（平成21年度九大細則第3号）
 この細則は、平成21年7月17日から施行する。
 附 則（平成23年度九大細則第14号）
 この細則は、平成24年4月1日から施行する。
 附 則（平成26年度九大細則第9号）
 この細則は、平成26年9月24日から施行する。
 附 則（平成27年度九大細則第11号）
 この細則は、平成28年1月1日から施行する。
 附 則（平成30年度九大細則第23号）
 この細則は、平成30年12月1日から施行する。

別表

施 設 名	区 分
外国人研究員等宿泊施設	家族室 夫婦室 単身室
ドミトリー2	夫婦室 単身室
伊都ゲストハウス	家族室 夫婦室 単身室 上級単身室
井尻国際交流会館	単身室
伊都協奏館	夫婦室 単身室